

重要事項説明書

「重要事項説明書」は、契約を検討する利用者又は利用者の家族及びその代理人に対して、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省第38号)」第4条の規定に基づき、事業者が予め説明するものです。

(1)法人の概要

法人名	(株)はあーと介護サービス
代表者氏名	代表取締役 篠 原 啓 志
本社所在地	京都府長岡京市長法寺祭ノ神3-1-2
電話番号	075-957-3366
FAX番号	075-957-3555

(2)事業所の概要

事業所名	はあーと介護サービス
所在地	京都府長岡京市長法寺祭ノ神3-1-2
指定事業所番号	(居宅介護・重度訪問介護・行動援護) 京都府指定 2613000351 号
	(京都市移動支援) 京都市指定 2663040273 号
移動支援の指定を受けている市町村	京都市・向日市・長岡京市・大山崎町・亀岡市・宇治市 大阪府高槻市
管理者	篠 原 啓 志 (介護福祉士)
サービス提供責任者	4 名 篠 原 啓 志 (介護福祉士) 篠 原 秀 子 (介護福祉士) 内 場 勝 彦 (介護福祉士) 稲 岡 貴 子 (介護福祉士)
電話番号	075-957-3366
FAX番号	075-957-3555
事業所の通常の範囲の実施地区	向日市・長岡京市・大山崎町の全域 京都市西京区大原野・大枝・沓掛(沓掛 IC の東側のみ)
事業所の営業日	月曜日～金曜日 ※8月14日～8月16日・12月29日～1月3日と祝日を除く
事業所の営業時間	午前9時～午後5時
サービスの提供日	年中無休
サービスの提供時間	午前7時から午後9時まで ※時間外でも依頼があれば、可能な限り応じることはできます。
事業所のその他の事業	・介護保険法の訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業 ・自費サービス(保険外サービス)

	※ご利用にはそれぞれの別紙による契約締結が必要です
--	---------------------------

(3)事業の目的と運営方針

事業の目的	地域の障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の増進を目的に、主にホームヘルプサービスとして居宅介護・重度訪問介護・行動援護及び地域生活支援事業における移動支援(以後「介護サービス」)を実施する。
運営の方針	① 利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚しサービスの提供に努める。 ② 事業の実施には地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者やその他の関係機関との連携に努める。 ③ 介護サービスを希望する方からの利用申し込みには真摯に対応し、人員体制等から適切な介護サービスの提供が困難な場合を除き利用申込に応じる。またサービスの提供が困難な場合は、他の事業者を紹介する等の措置をとる。 ④ 事業実施に当たり、市町村が行うあっせん、調整及び要請並びに京都府が行う市町村相互間の連絡調整に対し積極的に協力する。 ⑤ 前④項の他、厚生労働省が定める「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(4)事業所の管理体制(移動支援を除く指定居宅介護支援等の事業の人員)

	人数(人)	内訳	
		常勤の内訳(人)	非常勤の内訳(人)
管理者	1	1	0
サービス提供責任者※	4	4	0
訪問介護員	25	1	19
事務職員	2	2	0

※事務職員のうち1名は管理者とサービス提供者を兼務、もう1名はサービス提供責任者兼務

(5)管理体制ごとの役割

管理者	事業所の業務を統括し、事業所の従業者に対して法令などを遵守させるために必要な指揮管理する。
サービス提供責任者	利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえてサービスの支援計画書を作成し、利用者又はその家族に内容を説明する。 支援の日程調整、訪問介護員に対し技術指導や介護サービスを管理する。
訪問介護員	管理者やサービス提供責任者の指揮管理の下で、支援計画の内容に沿って介護サービスの提供をする。
事務職員	管理者の指揮管理の下で事務を行う。(管理者兼務)

(6)事業所の第三者評価について

第三者評価の実施・・・有・

(7)提供する介護サービスとその利用料やその他の費用

①サービスの種類(サービス内容の詳細は契約書の第1条に記載)

介護給付など	居宅介護(身体介護・家事援助・通院介助)
	重度訪問介護
	行動援護
地域生活支援事業	移動支援(身体介護伴う)
	移動支援(身体介護伴わない)

②サービス利用料の料金の目安は契約書の第2条をご覧ください。

③ヘルパーが利用者宅に向かう交通費は、通常の実施地区内は無料ですが、一部で例外があります。詳細は契約書第3条②をご覧ください。

④ヘルパーサービスでは次のことはできません。

話し相手のみ 家族の支援やペットの世話 本人が使わない部屋の掃除 大掃除やおせち料理作り
庭の手入れ 車の掃除 来訪者の接客 医療行為 理容行為 利用者を車で移送すること 金品の貸し
借り アルコール提供 銀行口座の手続代行、ヘルパーと個人的な連絡先の交換 ギャンブルに関する
支援 事前に支援計画書で記されていない支援
その他、障がい福祉サービスで認められていない事柄

(8)虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待防止等のために「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律79号)」を遵守するとともに、責任者を設置する等必要な体制整備しています。

(9)秘密保持と個人情報の保護について

従業者は、正当な理由が無くその業務上知り得た利用者又は家族の個人秘密を漏らしません。詳細は契約書に記載します。

(10)手続規定の遵守

- ① 居宅介護事業等の提供に係る契約が成立した時は、利用者の障害福祉サービス受給者証に契約支給量・契約日時等を記載し契約内容を市町村に報告します。
- ② 利用者に代わり市町村から居宅介護事業等や地域生活支援給付費(移動支援)等の支払いを受けた場合は、それを証明する代理受領額通知書を利用者に発行します。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって障害福祉等サービスの支給を受け、又は受けようとした場合は、市町村に通知します。

(11)介護支援業務に関する苦情・相談の対応

①はあーと介護サービスは苦情・相談に関する常設窓口として相談担当者を設ける。

常設担当者	篠原 啓 志	
常設窓口	電話 075-957-3366	FAX 075-957-3555

②公共機関での相談・苦情窓口

地 域	利用日時・電話番号
-----	-----------

京都市西京区 福祉介護課	月～金曜 午前9時～午後5時 075-381-7121
京都市南区 福祉介護課	月～金曜 午前9時～午後5時 075-681-3111
向日市 健康保健福祉課	月～金曜 午前8時30分～午後5時30分 075-931-1111(代)
長岡京市 障害福祉課	月～金曜 午前9時～午後5時 075-955-9549
大山崎町 福祉部健康保険課	月～金曜 午前9時～午後5時 075-956-2101
宇治市 障害福祉課	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 0774-22-3141
亀岡市 障がい者福祉係	月～金曜 午前 9 時～午後 4 時 30 分 0771-25-5031
高槻市 障がい福祉課	月～金曜 午前 8 時 45 分～午後5時 15 分 072-674-7111
国保連合会 介護保険課介護相談係	月～金曜 午前9時～午後5時 075-315-1020
京都府福祉サービス 運営適正化委員会	月～金曜 8 時 45 分～17 時 15 分 075-252-2152

以上、事業所説明者は「重要事項説明書」の内容について、説明を行いました。
これに同意し署名捺印の上、利用者と事業所が双方1通ずつ受領するものとします。

事業 者

京都府長岡京市長法寺祭ノ神3-1-2
株式会社 はあーと介護サービス 代表取締役 篠 原 啓 志

説 明 者

サービス提供責任者 _____

利 用 者

氏 名 _____

利用者家族又は代理人 (ご本人以外が署名された場合を書いて下さい)

氏 名 _____